

○国土交通省告示第二百五十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の二の二第一項第九号を実施するため、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程

（用語の定義）

第一条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）をいう。
 - 二 「特定整備」とは、法第四十九条第二項の特定整備をいう。
 - 三 「事業場」とは、法第七十八条第一項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。
 - 四 「自動車特定整備事業者」とは、法第七十八条第四項の自動車特定整備事業者をいう。
- （事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類）

第二条 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次

に掲げるものとする。

一 訪問特定整備（一定の期間に限り、規則第五十七条第一号から第五号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所において特定整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

二 限定訪問特定整備（安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所（前号に規定する場所を除く。）において特定整備のうち次に掲げるもの（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」又は法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

イ 普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換

ロ 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の

取り外し

ハ 大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

（届出）

第三条 訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方（以下「訪問特定整備等」という。）を行おうとする自動車特定整備事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、当該事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に次に掲げる事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

一 当該事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス

二 事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

三 第五条に規定する訪問特定整備等管理者及び第四条第一項に規定する訪問特定整備士についての次に掲げる事項（第四条第二項に規定する準訪問特定整備士又は同条第三項に規定する訪問車体・電気装置整備士を訪問特定整備等に従事させるときは、準訪問特定整備士又は訪問車体・電

気装置整備士についての次に掲げる事項を含む。）

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日

ニ 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容

ホ 第六条に規定する訪問特定整備等教育を受けた日

四 訪問特定整備等を開始する日

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項に規定するもののほか、訪問特定整備等を行うとする自動車特定整備事業者に対し、必要があると認めるときは、必要な情報を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出ることを求めることができる。

3 第一項の届出をした自動車特定整備事業者（以下「訪問特定整備等事業者」という。）は、第一項各号に掲げる事項又は前項の情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、運輸監理部長又は運輸支局長に当該変更内容を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

4 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長にその旨を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

い。

（訪問特定整備等に従事させることができる者）

第四条 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「訪問特定整備士」という。）を訪問特定整備等に従事させることができる。

一 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること

二 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること

三 第六条に規定する教育を受けたこと

四 前条第一項の規定により同項第三号イからホまでの事項が届け出られていること

2 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次のいずれかの場合に限り、検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格し、前項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者（以下「準訪問特定整備士」という。）を訪問特定整備等に従事させることができる。

一 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合

二 訪問特定整備等管理者が高度な管理手法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

3 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、検定規則の規定による自動車車体整備士又は自動車電

気装置整備士の技能検定に合格し、第一項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者（以下「訪問車体・電気装置整備士」という。）を訪問特定整備（規則第三条第八号及び第九号の電子制御装置整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことに限る。）に従事させることができる。

4 訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士（以下「訪問特定整備士等」という。）は、他の事業場の訪問特定整備士等となることができない。

（訪問特定整備等に関する事項の統括管理）

第五条 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、整備主任者のうち少なくとも一人（第六条に規定する教育を受けた者に限る。）に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければならない。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「訪問特定整備等管理者」という。）は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができない。

（訪問特定整備等管理者等に対する教育）

第六条 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育（以下「訪問特定整備等教育」という。）を行わなければならない。

一 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士と

して新たに届け出ようとする者

二 最後に訪問特定整備等教育を受けた日から二年を経過した者

2 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育について、その内容及び方法その他の事項を記録した電磁的記録を作成し、訪問特定整備等教育を行った日から二年間保存しなければならない。

（訪問特定整備等事業者の遵守事項）

第七条 訪問特定整備等事業者は、法第九十一条の三に規定する事項を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第三条第一項の届出に係る事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保すること。

二 第三条第一項の届出を行ったことを示す証票について、訪問特定整備等を行う場所において公衆の見やすいように表示するとともに、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

三 訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、旅費等の内訳を含む。）について、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

四 訪問特定整備士等に身分を示す証票を携帯させ、初回訪問時及び訪問特定整備等の依頼者（以

下「依頼者」という。）から求められたときは、これを提示させること。

五 訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明し、訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。以下「訪問特定整備等料金」という。）の概算見積りを記録した電磁的記録を提供すること。

六 訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録を提供すること。

七 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録、訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録、訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データ、訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ、交換した部品を撮影した画像データ並びに訪問特定整備等料金を記録した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録を、当該訪問特定整備等を行った日から二年間保存すること。

八 第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合

合は、直ちに、その旨を第三条第一項の届出に係る事業場を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。

九 訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受け、第三条第一項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告すること。

附 則

この告示は、令和七年六月三十日から施行する。